

## 重要事項説明書（すまいる保育園用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人奈良万葉会
代表者氏名	理事長 谷 健児
法人の所在地	奈良県奈良市西木辻町 36 番 1
法人の電話番号	0742-20-5355

### 2. 利用施設

施設の種別	認可保育所			
施設の名称	すまいる保育園			
所在地	奈良県奈良市西木辻町 36 番 1			
電話番号	0742-20-5355			
管理者名	園長 高宮真貴			
利用定員（年齢別）	0 歳児	9 名	3 歳児	15 名
	1 歳児	15 名	4 歳児	18 名
	2 歳児	15 名	5 歳児	18 名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施			
第三者評価の概要	今後、評価機関による事業評価を受ける予定			
職員への研修の実施状況	園内研修年 12 回、外部研修年 14 回実施 ほか随時県・市主催研修会			
認可年月日	平成 22 年 9 月 22 日			
事業所番号	5150005007797			

### 3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	家庭を応援し、心地よく生き生きと幸せな環境で子どもの豊かな未来を育むために、園児ひとりひとりをしっかりと見つめた保育を行い、子どもたちの成長を保護者とともに喜び分かち合う。
運営方針	保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を追求し、その福祉を積極的に増進することにつながる生活の場を提供するように努めます。また、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護・教育を一体的に行います。利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うように努めます。

#### 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1180.23 m <sup>2</sup>		
	園庭	220 m <sup>2</sup>		
建物	構造	鉄骨造		
	延べ面積	981.76 m <sup>2</sup>		
施設の内容	乳児室	3室	保育室	3室
			遊戯室	1室
	調理室	1室	トイレ	9室
	調乳室	1室	沐浴室	1室
	事務所	1室	相談室	1室
	多目的室	1室	遊戯室	1室
設備の種類	冷暖房、プールほか			

#### 5. 職員体制 令和5年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督 保育園の管理運営を統括します また苦情解決者として苦情の解決にあたります	1人	人
主任保育士	園長を助けると共に保育内容について保育士を統括します。また苦情の受付を行います	各1人	人
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また家庭との連絡等の業務を行います	15人	7人
調理員	栄養士の指導の下、安全かつ衛生的な調理を行う	1人	2人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	1人	人
事務員	多方面から園運営を潤滑に行う役割を持つ	2人	人

\*当園では、「奈良市の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、

保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時30分から午後7時30分。ただし土曜日は午前7時30分から午後3時
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	創立記念日5月2日（ご協力日）

\*警報発令時の対応について  
別紙（園のしおり参照）

\*感染症流行時の対応について  
別紙（園のしおり参照）

## 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前8時30分から午後7時30分 土曜日は午前8時30分から午後3時00分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分 土曜日は午前8時30分から午後3時00分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分

\*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、利用料金はいただきません。

## 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### ① 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します

### ② 食事の提供

園児の年齢に応じ下記9の通り食事の提供を行います

### ③ らぶりとの連携

一般社団法人・児童発達支援事業所「らぶり」と連携し発達に困っている園児に対して、保育園内での支援

の方法・今後の方針等を相談しクラス運営などに活かす。

## 9. 食事の提供方法等について

### ① 食事の提供方法

自園調理（調理業務は当園栄養士がメニュー作成から調理まで行います）

### ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。  
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。  
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1～2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 10. 利用料金

保育の提供に要する利用者負担等

絵本代（実費・クラスによる）、写真代（実費・アルバム用）布団レンタル（実費・1230円）、園行事に伴う交通費（実費）

## 11. 利用の開始について

利用にあたっては利用前月の10日までに奈良市保育所・幼稚園課に申し込みをして頂き、15日以降に同課から認定を受け、利用月1日から保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了について

### (1) 保育の提供の終了

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 子どもの居住市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき
- ④ 保護者から退園の申し出又は転園したとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### (2) 退園又は転園の手続き

保護者は当園を退園又は転園しようとする時は、原則として退園又は転園する月の1カ月前までに園長に対して退園届を提出するものとします

### 13. 囑託医

当園は、以下の医療機関と囑託医契約を締結しています。

#### ① 内科

医療機関の名称	つくだクリニック
医院長名又は医師名	佃 宗紀
所在地	奈良市三条本町 1-2 JR 奈良駅前NKビル3F
電話番号	0742-26-1567

#### ② 歯科

医療機関の名称	稲田デンタルクリニック
医院長名又は医師名	稲田 育久
所在地	奈良県奈良市大森町 45-4
電話番号	0742-22-5666

#### ③ 眼科

医療機関の名称	田村眼科
医院長名又は医師名	田村 純子
所在地	奈良県奈良市東城戸町 8
電話番号	0742-23-2409

#### ④ 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	大橋耳鼻咽喉科
医院長名又は医師名	大橋 一博
所在地	奈良県奈良市三条本町 1-85
電話番号	0742-35-6860

### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者または保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	保護者が定める医療機関を保護者の同意を得て受診する 緊急の場合には市立奈良病院に搬送する		
避難訓練	火災・不審者・地震等を想定した避難訓練を月1回実施 年に2度、消防署と連携した訓練を行います		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源		
避難場所	済美小学校		

## (2) 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。なお、交通機関等に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります

## 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回程度、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	(独)日本スポーツ振興センター
保険の種類	学校安全・災害共済

\*詳しくは事務所までお尋ねください

## 18. 要望・苦情等に関する相談窓口

受付担当者	福森 弘子 (主任)	
受付責任者	高宮 真貴 (園長)	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	電話 0742-20-5355 FAX 0742-20-5356	
第三者委員	中川英幸 電話 0742-25-0180 大和シティ開発株式会社代表取締役	森田 務 電話 0742-22-3578 公認会計士
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

## 19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、お預かりした個人情報に関しては保護者との連絡やその他必要があること以外には使用しません。

なお、転園される際には最低限の情報移送等、個人情報の伝達があります。また、小学校にも保幼小連絡会において伝えるべき情報がある場合には情報移送をいたします。

## 別 表

### 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

費用	内容・目的	目的
行事に係る費用	行事等で使う保育材料など	実費
主食費		月額1250円
副食費		月額6250円
絵本代	各クラスの月毎の代金	440円または450円
写真代	卒園時のアルバム製作費の年数割	月160円
布団リース代	小山に支払うリース料金	月1230円
ノート代	家庭との連絡用に使うノート（満1歳まで）	100円
教材費	保育に使用する教材及び玩具	ひと家庭200円
交通費	行事等で使用した電車・バス料金	実費

\*当園は、上記費用の支払いを口座引き落としで行っています。

### 2. 延長保育に係る利用者負担

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前8時30分から午後7時30分、保育短時間認定の場合は午前8時30分から午後4時30分）を超えた時間が延長保育（標準・午前7時30分から午前8時30分、短時間・午後4時30分以降）となります。

保育標準時間・保育短時間認定の午前7時30分から午前8時30分までの延長保育料は（2023年4月1日段階）かかりません。